

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要綱第15号

佐用町住宅耐震化補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町住宅耐震化補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 6年 3月 29日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第15号

佐用町住宅耐震化補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町住宅耐震化補助金交付要綱（平成28年佐用町要綱第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「別表第2」を「別表第10」に改め、同条第9号ア及びイを次のように改める。

ア 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの

イ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、別表第2から第9までの補助事業の対象となる住宅に掲げる条件を満たすもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）

第3条第15号ア中「別表第3」を「別表第11」に改め、同号イ中「別表第4」を「別表第12」に改め、同条第16号ア中「別表第3」を「別表第11」に改め、同号イ中「別表第5」を「別表第13」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第7条中「別表第1の2」を「別表第2」に、「同表第1の8」を「別表第9」に改める。

第9条第1項中「別表第1の2」を「別表第2」に、「同表第1の8」を「別表第9」に改める。

第12条中「別表第1の2」を「別表第2」に、「同表第1の8」を「別表第9」に改める。

第15条第1項に次の1号を加える。

(3) 補助事業完了後の評点が1.0未満となっているとき。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

補助事業の名称	補助事業の要件
住宅耐震改修計画策定費補助事業	別表第2のとおりとする
住宅耐震改修工事費補助事業	別表第3のとおりとする
耐震改修計画・工事費パッケージ型補助事業	別表第4のとおりとする
簡易耐震改修工事費補助事業	別表第5のとおりとする
屋根軽量化工事費補助事業	別表第6のとおりとする

シェルター型工事費補助事業	別表第7のとおりとする
住宅建替工事費補助事業	別表第8のとおりとする
防災ベッド等設置助成事業	別表第9のとおりとする

別表第5中「第16号イ」を削り、同表を別表第13とする。

別表第4中「第15号イ」を削り、同表を別表第12とする。

別表第3中「第12号エ」を削り、同表を別表第11とする。

別表第2中「第8号」を削り、同表を別表第10とし、別表第1の9の次に次の8表を加える。

別表第2（第2条、第4条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	住宅耐震改修計画策定費補助事業
補助事業の対象となる住宅	<p>対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 第3条第9号に規定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの。</p> <p>(2) 第4条の規定する住宅</p> <p>(3) 耐震改修の結果、改修後の評点が1.0以上又はIs0.6以上になるもの。</p>
補助事業の対象となる者	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者</p> <p>(1) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、補助事業の対象となる住宅を所有している者</p> <p>(2) 町税の滞納がない者</p> <p>(3) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p> <p>(4) 交付申請後に申請者が死亡した場合は、申請者の相続人の代表者に限り、事業を引き継げるものとする。この場合において、申請者から事業を引き継いだ者は、申請者が死亡した旨を町長に報告するとともに、次に掲げる全ての書類を提出するものとする。</p> <p>ア 申請者と事業を引き継ぐ者の関係が確認できる書類（被相続人と相続人の関係がわかる戸籍謄本の写し）</p> <p>イ 申請者の相続人が複数いる場合、ほかの相続人の同意書</p>
補助事業の対象経	補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費。

費	ただし、策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造（評点が1.0以上）であること。	
補助率	2 / 3	
補助金の額	戸建住宅	対象となる経費に補助率を乗じた額又は20万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、3.3万円を限度とする。
	その他共同住宅	対象となる経費に補助率を乗じた額又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、4万円／戸を限度とする。
	マンション	対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）を以下に基づき区分し、面積区分ごとの交付限度額単価をそれぞれ乗じて得た額を合算した額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、以下に基づき算出される額に1 / 3を乗じて得た額を限度とする。 1,000㎡以内の部分は2,400円／㎡ 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,000円／㎡ 2,000㎡を超える部分は700円／㎡
添付書類	(交付申請) 第7条	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書（個表）（様式第13号） 2 補助金算定・精算書（様式第14号） 3 住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建設時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 住宅の付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 5 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 6 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる全ての書類 <ul style="list-style-type: none"> (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合等の議決を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住宅ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 7 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったものの。
	(実績報告) 第12条	<ul style="list-style-type: none"> 1 補助金算定・精算書（様式第14号） 2 耐震改修工事費用の見積書 3 交付決定通知書の写し 4 耐震診断報告書（様式第15号） 5 住宅耐震改修に係る図書 <ul style="list-style-type: none"> (1) 配置図 (2) 平面図及び立面図（耐震改修前後） (3) その他耐震改修計画内容が確認できる図書 6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し

		8 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））
--	--	-------------------------------------------------------------------------

別表第3（第2条、第4条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	住宅耐震改修工事費補助事業
補助事業の目的	住宅の所有者が地震時に備え、当該住宅の耐震改修工事を実施することにより、住宅の耐震化を促進し、また、町内の施工業者を利用した場合、更に経費の一部を町が助成することで、町内産業の活性化及び雇用の促進を図ることを目的とする。
補助事業となる住宅	対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 (1) 第3条第9号に規定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの。 (2) 第4条の規定する住宅 (3) 耐震改修の結果、改修後の評点が1.0以上又は1.0.6以上になるもの。
補助事業の対象となる者	次に掲げる全ての要件を満たす者 (1) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、補助事業の対象となる住宅を所有している兵庫県内に住民票を有する者 (2) 所得が1,200万円（給与収入のみの方にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者 (3) 町税の滞納がない者 (4) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者 (5) 交付申請後に申請者が死亡した場合は、申請者の相続人の代表者に限り、事業を引き継げるものとする。この場合において、申請者から事業を引き継いだ者は、申請者が死亡した旨を町長に報告するとともに、次に掲げる全ての書類を提出するものとする。 ア 申請者と事業を引き継ぐ者の関係が確認できる書類（被相続人と相続人の関係がわかる戸籍謄本の写し） イ 申請者の相続人が複数いる場合、ほかの相続人の同意書

補助事業の対象経費	次に掲げる全ての要件を満たすもの (1) 第3条第12号で規定するもの (2) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること（ただし、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限り、その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）	
補助率	戸建住宅4/5、その他共同住宅4/5、マンション1/2	
補助金の額	戸建住宅	対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） 上乗せ分（町内業者）対象となる経費×1/10（上限30万円）（千円未満の端数切捨て） 上乗せ分（町外業者）対象となる経費×1/20（上限15万円）（千円未満の端数切捨て）
	その他の共同住宅	対象となる経費に補助率を乗じた額又は40万円に対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）
	マンション	対象となる経費に補助率を乗じた額又は40万円に対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）×25,100円/㎡若しくは以下の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） 1,000㎡以上5,000㎡以内は3,000万円 5,000㎡を超え10,000㎡以内は6,000万円 10,000㎡を超え15,000㎡以内は9,000万円 15,000㎡を超える部分は13,500万円
添付書類	(交付申請) 第7条	1 耐震改修工事住宅概要書（個表）（様式第16号） 2 補助金算定・精算書（様式第14号） 3 見積書 4 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し★ (1) 住宅の建設時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築

		<p>年月が記載されたもの)</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>5 耐震診断報告書★</p> <p>6 耐震診断計算書(現況)★</p> <p>7 耐震診断計算書(補強案)★</p> <p>8 所得証明書及び納税証明書</p> <p>9 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)★</p> <p>(2) 配置図★</p> <p>(3) 平面図及び立面図(耐震改修前後)★</p> <p>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>10 区分所有の共同住宅である場合には次の全ての書類</p> <p>(1) 管理組合の議決を経たことを証する書類</p> <p>(2) 戸数及び住宅ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類</p> <p>11 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録書の写し(ただし、マンションの場合を除く。)</p> <p>12 耐震改修工事実施業者名公表確認書(様式第17号又は第18号)(ただし、マンションの場合を除く)</p> <p>13 委任状(代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)</p> <p>★は、住宅耐震改修計画策定補助を受けた場合に省略可能な書類(変更がない場合)</p>
	(変更)	各添付書類のうち、内容に変更があったも

	第9条	の。
	(実績報告) 第12条	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金算定・精算書（様式第14号） 2 耐震改修工事費内訳書 3 耐震改修工事実施確認書（様式第19号） 4 交付決定通知書の写し 5 耐震診断計算書（補強案）（交付決定後変更があった場合） 6 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 8 耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第20号） 9 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））

別表第4（第2条、第4条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	耐震改修計画・工事パッケージ型補助事業
補助事業の目的	耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を行う者に対し、必要な補助を行うことにより、住宅の耐震化を促進することを目的とする。
補助事業の対象となる住宅	<p>対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3条第9号に規定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの。 (2) 第4条の規定する住宅 (3) 耐震改修の結果、改修後の評点が1.0以上又はI s 0.6以上になるもの。
補助事業の対象となる者	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、補助事業の対象となる住宅を所有している兵庫県内に住民票を有する者 (2) 所得が1,200万円（給与収入のみの方にあつては、給与収入

	<p>が1,395万円)以下の者</p> <p>(3) 町税の滞納がない者</p> <p>(4) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p> <p>(5) 交付申請後に申請者が死亡した場合は、申請者の相続人の代表者に限り、事業を引き継げるものとする。この場合において、申請者から事業を引き継いだ者は、申請者が死亡した旨を町長に報告するとともに、次に掲げる全ての書類を提出するものとする。</p> <p>ア 申請者と事業を引き継ぐ者の関係が確認できる書類(被相続人と相続人の関係がわかる戸籍謄本の写し)</p> <p>イ 申請者の相続人が複数いる場合、ほかの相続人の同意書</p>	
補助事業の対象経費	<p>補助事業の対象となる住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事(総額が50万円以上のものに限る。)に要する経費</p>	
補助率	<p>住宅耐震改修計画策定費 2 / 3</p> <p>住宅耐震改修工事費 4 / 5</p>	
補助金の額	<p>補助事業の対象となる耐震診断及び住宅耐震改修計画策定に要する経費に補助率を乗じた額又は20万円のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)及び耐震改修工事に要する経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)</p> <p>上乗せ分(町内業者)対象となる経費 × 1 / 10 (上限30万円) (千円未満の端数切捨て)</p> <p>上乗せ分(町外業者)対象となる経費 × 1 / 20 (上限15万円) (千円未満の端数切捨て)</p>	
添付書類	(交付申請) 第7条	<p>添付書類は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)別表第2のとおりとする。</p> <p>(2)別表第3に準ずることとする。</p>
	(変更) 第9条	<p>各添付書類のうち、内容に変更があったもの。</p>
	(実績報告) 第12条	<p>添付書類は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)別表第2のとおりとする。</p> <p>(2)別表第3のとおりとする。</p>

別表第5（第2条、第4条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	簡易耐震改修工事費補助事業
補助事業の目的	地震時に住宅が瞬時に倒壊しない程度の簡易な耐震改修を行う者に対し、必要な補助を行うことにより、住宅の耐震改修を促進することを目的とする。
補助事業の対象となる住宅	<p>対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 第3条第9号に規定する耐震診断の結果、評点が0.7未満又はI s 0.3未満と診断されたもの。</p> <p>(2) 第4条の規定する住宅</p> <p>(3) 耐震改修の結果、改修後の評点が0.7以上又はI s 0.3以上になるもの。</p>
補助事業の対象となる者	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者</p> <p>(1) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、補助事業の対象となる住宅を所有している兵庫県内に住民票を有する者</p> <p>(2) 所得が1,200万円（給与収入のみの方にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>(3) 町税の滞納がない者</p> <p>(4) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p> <p>(5) 交付申請後に申請者が死亡した場合は、申請者の相続人の代表者に限り、事業を引き継げるものとする。この場合において、申請者から事業を引き継いだ者は、申請者が死亡した旨を町長に報告するとともに、次に掲げる全ての書類を提出するものとする。</p> <p>ア 申請者と事業を引き継ぐ者の関係が確認できる書類（被相続人と相続人の関係がわかる戸籍謄本の写し）</p> <p>イ 申請者の相続人が複数いる場合、ほかの相続人の同意書</p>
補助事業の対象経費	<p>補助事業の対象となる住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が50万円以上のものに限る）に要する経費。</p> <p>ただし、住宅耐震改修計画策定費補助を受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。</p>
補助率	4/5

補助金の額	<p>限度額50万円</p> <p>ただし、耐震診断の結果、評点が0.7以上又はI s 0.3以上になることが確認できたため、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあっては、3.3万円（定額）とする。</p>	
添付書類	(交付申請) 第7条	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修住宅概要書（個表）（様式第21号） 2 住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建設時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 所得証明及び納税証明書 4 住宅の付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 5 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録書の写し（ただし、マンションの場合を除く。） 6 耐震改修工事実施業者名公表確認書（様式第17号又は第18号）（ただし、マンションの場合を除く） 7 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったものの。
	(実績報告) 第12条	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金算定・精算書（様式第14号） 2 耐震改修工事費内訳書 3 交付決定通知書の写し 4 耐震診断報告書（様式第15号） 5 耐震診断計算書（現況） 6 耐震診断計算書（補強案） 7 住宅耐震改修に係る図書

		<p>(1) 配置図</p> <p>(2) 平面図及び立面図（耐震改修前後）</p> <p>(3) その他耐震改修計画内容が確認できる図書</p> <p>8 耐震改修工事実施確認書（様式第19号）</p> <p>9 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る契約書の写し及び領収書の写し</p> <p>10 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し</p> <p>11 耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第20号）</p> <p>12 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第6（第2条、第4条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	屋根軽量化工事費補助事業
補助事業の目的	住宅の所有者が地震に備え、屋根の軽量化工事を行う場合に、必要な助成を行うことにより、既存住宅の耐震化を促進することを目的とする。
補助事業の対象となる住宅	<p>対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 木造戸建住宅（店舗併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）であること。</p> <p>(2) 第3条第9号に規定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの。</p> <p>(3) 第4条の規定する住宅</p>
補助事業の対象となる者	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者</p> <p>(1) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、補助事業の対象となる住宅を所有している兵庫県内に住民票を有する者</p> <p>(2) 所得が1,200万円（給与収入のみの方にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p>

	<p>(3) 町税の滞納がない者</p> <p>(4) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p> <p>(5) 交付申請後に申請者が死亡した場合は、申請者の相続人の代表者に限り、事業を引き継げるものとする。この場合において、申請者から事業を引き継いだ者は、申請者が死亡した旨を町長に報告するとともに、次に掲げる全ての書類を提出するものとする。</p> <p>ア 申請者と事業を引き継ぐ者の関係が確認できる書類（被相続人と相続人の関係がわかる戸籍謄本の写し）</p> <p>イ 申請者の相続人が複数いる場合、ほかの相続人の同意書</p>	
補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が屋根を、非常に重い屋根から重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事（総額が50万円以上のものに限る）に要する経費。	
補助率	定額	
補助金の額	50万円	
添付書類	(交付申請) 第7条	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修住宅概要書（個表）（様式第21号） 2 補助金算定・精算書（様式第14号） 3 住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建設時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 耐震工事事業計画書（別式第22号） 5 所得証明及び納税証明書 6 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (2) 配置図 (3) 平面図及び立面図（耐震改修前後） (4) その他耐震改修計画内容が確認できる

		<p>図書</p> <p>7 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録書の写し（ただし、マンションの場合を除く。）</p> <p>8 耐震改修工事実施業者名公表確認書（様式第17号又は第18号）（ただし、マンションの場合を除く）</p> <p>9 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p>
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったもの。
	(実績報告) 第12条	<p>1 補助金算定・精算書（様式第14号）</p> <p>2 耐震改修工事費内訳書</p> <p>3 交付決定通知書の写し</p> <p>4 耐震改修工事実施確認書（様式第19号）</p> <p>5 耐震改修工事に係る契約書の写し及び工事代金領収書の写し</p> <p>6 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し</p> <p>7 耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第20号）</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p>

別表第7（第2条、第4条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	シェルター型工事費補助事業
補助事業の目的	住宅の所有者が地震に備え、家屋が倒壊しても一定の空間を確保できるシェルター装置を設置する工事を行う場合に、必要な助成を行うことにより、倒壊による人命を守ることを目的とする。
補助事業の対象となる住宅	<p>対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 木造戸建住宅（店舗併用住宅については、店舗等の用に</p>

	<p>供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)であること。</p> <p>(2) 第3条第9号に規定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの。</p> <p>(3) 第4条の規定する住宅</p>	
補助事業の対象となる者	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者</p> <p>(1) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、補助事業の対象となる住宅を所有している兵庫県内に住民票を有する者</p> <p>(2) 所得が1,200万円（給与収入のみの方にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>(3) 町税の滞納がない者</p> <p>(4) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p> <p>(5) 交付申請後に申請者が死亡した場合は、申請者の相続人の代表者に限り、事業を引き継げるものとする。この場合において、申請者から事業を引き継いだ者は、申請者が死亡した旨を町長に報告するとともに、次に掲げる全ての書類を提出するものとする。</p> <p>ア 申請者と事業を引き継ぐ者の関係が確認できる書類（被相続人と相続人の関係がわかる戸籍謄本の写し）</p> <p>イ 申請者の相続人が複数いる場合、ほかの相続人の同意書</p>	
補助事業の対象経費	<p>補助事業の対象となる住宅の所有者が実施するシェルターの設置工事（シェルター型工事）（総額が10万円以上のものに限る）に要する経費。</p>	
補助率	<p>定額</p>	
補助金の額	<p>対象となる経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は50万円とする。</p>	
添付書類	<p>(交付申請) 第7条</p>	<p>1 耐震改修住宅概要書（個表）（様式第21号）</p> <p>2 補助金算定・精算書（様式第14号）</p> <p>3 住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建設時の建築確認通知書又は検査済証</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 耐震工事事業計画書（様式第22号） 5 所得証明及び納税証明書 6 住宅耐震改修に係る図書 (1) 住宅の付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (2) 配置図 (3) 平面図及び立面図（耐震改修前後） (4) その他耐震改修計画内容が確認できる図書 7 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったもの。
	(実績報告) 第12条	<ul style="list-style-type: none"> 1 補助金算定・精算書（様式第14号） 2 耐震改修工事費内訳書 3 交付決定通知書の写し 4 耐震改修工事実施確認書（様式第19号） 5 耐震改修工事に係る契約書の写し及び工事代金領収書の写し 6 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 7 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））

別表第8（第2条、第4条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	住宅建替工事費補助事業
補助事業の目的	住宅の所有者が地震時に備え、居住する住宅を除却し、現行の建築基準法を満たす住宅を新たに建替えることにより、既存住

	<p>宅の耐震化を促進することを目的とする。</p>
<p>補助事業となる住宅</p>	<p>1 除却する住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 戸建住宅（店舗併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）であること。</p> <p>(2) 第3条第9号で規定する耐震診断の結果、評点が1.0未満になるもの。</p> <p>(3) 第4条の規定する住宅</p> <p>(4) 所有者又はその2親等以内の親族が自己の居住の用に供するもの</p> <p>2 新たに建築しようとする住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 同一敷地内、現地で建替するもの</p> <p>(2) 申請者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(3) 第4条の規定する住宅</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していること。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内でないこと。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p>
<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者</p> <p>(1) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、補助事業の対象となる住宅を所有している兵庫県内に住民票を有する者</p> <p>(2) 所得が1,200万円（給与収入のみの方にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>(3) 町税の滞納がない者</p> <p>(4) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p> <p>(5) 交付申請後に申請者が死亡した場合は、申請者の相続人の代表者に限り、事業を引き継げるものとする。この場合において、申請者から事業を引き継いだ者は、申請者が死亡した旨を</p>

	<p>町長に報告するとともに、次に掲げる全ての書類を提出するものとする。</p> <p>ア 申請者と事業を引き継ぐ者の関係が確認できる書類（被相続人と相続人の関係がわかる戸籍謄本の写し）</p> <p>イ 申請者の相続人が複数いる場合、ほかの相続人の同意書</p> <p>(6) 除却する住宅の所有者又はその2親等以内の親族</p> <p>(7) 新築しようとする住宅の所有者</p>	
補助の対象経費	<p>建替工事費補助の対象となる経費は、除却する住宅の除却費及び新たに建築する住宅の建築工事費の一部又は全部。（ただし、総額が100万円以上のものに限る。）</p>	
補助率	<p>4/5、その他共同住宅4/5、マンション1/2</p>	
補助金の額	<p>対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p>	
添付書類	(交付申請) 第7条	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅概要書（様式第23号） 2 除却する住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建設時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 除却する住宅の簡易耐震診断結果 4 申請者の所得証明書 5 町税の納税証明書 6 建替工事の見積書 7 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））
	(変更) 第9条	<p>各添付書類のうち、内容に変更があったもの。</p>
	(実績報告) 第12条	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定通知書の写し 2 新たに建築した住宅の建築年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、

		<p>次に掲げるいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築確認通知書及びその添付図書</p> <p>(2) 住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況、設計者を証明する書類</p> <p>3 建替に係る工事契約書の写し及び領収書の写し</p> <p>4 新たに建築する住宅の検査済証</p> <p>5 完了写真</p> <p>6 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し</p> <p>7 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第9（第2条、第4条、第7条、第9条、第12条関係）

補助事業名	防災ベッド等設置補助事業
補助事業の目的	住宅の居住者が地震に備え、防災ベッド等の設置を行う場合において、必要な助成を行うことにより、地震時の家屋の倒壊から人命を守ることを目的とする。
補助事業の対象となる住宅	<p>対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 第3条第9号に規定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの。</p> <p>(2) 第4条の規定する住宅</p> <p>(3) 兵庫県家財再建共済制度か兵庫県住宅再建共済制度に加入しているもの又は加入するもの</p>
補助事業の対象となる者	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者</p> <p>(1) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、補助事業の対象となる住宅を所有している兵庫県内に住民票を有する者</p> <p>(2) 所得が1,200万円（給与収入のみの方にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>(3) 町税の滞納がない者</p>

	<p>(4) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p> <p>(5) 交付申請後に申請者が死亡した場合は、申請者の相続人の代表者に限り、事業を引き継げるものとする。この場合において、申請者から事業を引き継いだ者は、申請者が死亡した旨を町長に報告するとともに、次に掲げる全ての書類を提出するものとする。</p> <p>ア 申請者と事業を引き継ぐ者の関係が確認できる書類（被相続人と相続人の関係がわかる戸籍謄本の写し）</p> <p>イ 申請者の相続人が複数いる場合、ほかの相続人の同意書</p>	
補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅に防災ベッド等の設置に要する経費をいい、防災ベッド等の設置に際して必要となる床の補強に係る経費を含むものとする。	
補助率	定額	
補助金の額	10万円	
添付書類	(交付申請) 第7条	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅概要書（様式第23号） 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建設時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 簡易耐震診断結果 4 住民票の写し 5 所得証明書及び納税証明書 6 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 7 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））
	(変更) 第9条	各添付書類のうち、内容に変更があったもの。

	<p>(実績報告) 第12条</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定通知書の写し 2 防災ベッド等の設置に係る契約書及び領収書の写し 3 完成写真 4 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は加入申込書の写し 5 委任状（代理人が申請手続きを行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））
--	------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1の2から別表第1の9までを削る。

様式第2号を次のように改める。

住宅耐震化事業補助金交付決定通知書

様

佐用町長



年 月 日付けで申請のあった 補助事業補助金について、
金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は住宅耐震化事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- ただし、評点が1.0未満の場合は、当該交付決定を取り消すものとする。
- 補助事業者は、佐用町住宅耐震化補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- この事業は、年3月24日までに完了しなければならない。
- この事業が完了したときは、速やかに住宅耐震化事業実績報告書を提出すること。
- この事業を中止、又は、廃止したときには、既に補助事業に着手していた場合であっても、補助金の交付は行わないものとする。
- この補助金等の用途について不適当と認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものであること。
- 補助金交付の条件は、前7項に定めるもののほか、別紙のとおりとする。（住宅耐震改修計画策定費補助以外）

※ 本事業の補助を受けて住宅の耐震改修工事を行う場合、「住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助の実績を県のホームページで公表できる事業者との契約が必要となりますのでご注意ください。

別紙（補助金交付の条件）

1. 実施報告の際には、下記の補助対象工事とされた工事すべてについて、撮影した工事状況写真（施工前、施工中、施工後）を提出すること。

- (1) 基礎工事
アンカー打設・鉄筋取付、コンクリート出来型、クラック補修 等
- (2) 耐力壁設置工事
既存壁撤去、補強材設置、補強材と既存の柱・横架材等との接合部（隠ぺいされる部分を含む）、床補強工事 等
- (3) 屋根工事
既存瓦、既存軒とい撤去、下地補修 等
- (4) その他の工事
交付決定において補助対象とされた上記以外の工事

※ 工事写真の撮り忘れ等により、必要な書類が提出できない場合や、交付決定時の工事計画と実際の工事が異なる場合等は補助金を交付できない場合があります。

様式第12号の次に次の11様式を加える。

様式第13号

耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書（個表）

（住宅耐震改修計画策定費補助）

住宅の名称		
住宅の所在地（地番）		1 申請者の住所と同一 2 申請者の住所と別
住宅の所有者	氏名	
	住所	Tel
建築確認年月日	年 月 日 第 号 ・ 不明	
検査済証	年 月 日 第 号 ・ 不明	
建築年月	年 月頃竣工	
形態種別	1 戸建住宅 2 共同住宅 棟数 棟、戸数 戸（うち補助対象戸数 戸）	
規模（改修前）	地上 階 地下 階 塔屋 階	
	建築面積	延べ面積
設備要件	1 居室 2 台所 3 トイレ 4 出入口	
店舗等併用住宅の場合の規模	店舗等の用に供する部分の床面積 m ²	延べ面積に対する店舗等の用に供する部分の床面積の割合 %
構造種別	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他（ ）	
住宅耐震改修計画策定費補助金額	円	
住宅耐震改修計画策定費算定	戸建住宅	<input type="checkbox"/> 円（上限） <input type="checkbox"/> 円 耐震診断・耐震改修計画策定見積額（ ）×2/3
	共同住宅	<input type="checkbox"/> 円＝ 円×（ ）戸（上限） <input type="checkbox"/> 円 耐震診断・耐震改修計画策定見積額（ ）×2/3
備考		

添付書類

- ・ 店舗等の部分がある場合は、求積図・求積表（店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの）

補助金 算定 ・ 精算書

住宅改修業者登録等 第 号
 (〒 -)
 所在地
 会社名
 代表者名
 連絡先電話番号

下記のとおり 見積り ・ 精算 致します。

(住宅耐震改修計画策定費補助 ・ 住宅耐震改修工事費補助)

住宅の所有者		
住宅の所在地		
住宅の形態 ^{※1}	・ 戸建住宅 ・ マンション ・ その他共同住宅	
(マンションの場合)	住戸数(a)	戸
	延べ面積(b)	㎡
(その他共同住宅の場合)	住戸数(a)	戸
	うち補助対象戸数(b) ^{※2}	戸
総工事費 (c)=(a)+(b)		円
補助対象工事費 (a)		円
その他工事費 (b)		円
補助金額 ^{※3} (d)		円

- ※1 住宅の建て方について、該当するものに○を付けてください。
- ※2 所得が1,200万円(給与収入のみの者にとっては給与収入が1,395万円)以下の県民が所有する住宅の戸数を記入してください。
- ※3 住宅耐震改修工事費補助の交付申請に使用する場合は、以下の算定表に基づき算出した補助金額を記入してください。(住宅耐震改修計画策定費補助の場合は記入不要)
- ※ 変更申請の際に使用する場合は、変更前を()書きで併記してください。

【補助金額(d)の算定表】

区分	補助金額
戸建住宅	(耐震改修工事に要する額(上限125万円/戸)) × 4/5 (千円未満の端数切捨て)
その他共同住宅	(耐震改修工事に要する額(上限50万円/戸)) × 4/5 (千円未満の端数切捨て)
マンション	(耐震改修工事に要する額(上限50,200円/㎡)) × 1/2 (千円未満の端数切捨て)

【添付書類】耐震改修工事費内訳書

耐 震 診 断 報 告 書

佐 用 町 長 様

耐震診断者氏名

() 建築士 () 登録第 号

建築士事務所名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

様の所有されている住宅の耐震診断の結果について、下記のとおり改修前及び改修後の耐震診断が行われた旨を確認しましたので報告します。この報告書及び添付資料に記載の事項は事実と相違ありません。

記

1 住宅の名称	
所在地	
2 耐震診断の方法	
3 改修前における耐震診断結果*1 評点 _____	(所見)
4 改修後における耐震診断結果 評点 _____	(耐震改修の方針)
	(具体的な補強方法)
5 備考	

【添付資料】耐震診断計算書 (改修前後)

様式第16号

耐震改修工事住宅概要書（個表）

（住宅耐震改修工事費補助）

住宅の名称			
住宅の所在地（地番）			1 申請者の住所と同一 2 申請者の住所と別
住宅の所有者	氏名		
	住所	Tel	
工事監理者 又は施工者	事務所等名		
	担当者氏名	Tel	
建築確認年月日	年	月	日 第 号 ・ 不明
検査済証	年	月	日 第 号 ・ 不明
建築年月	年 月頃竣工		
形態種別	1 戸建住宅 2 共同住宅 棟数 棟、戸数 戸（うち補助対象戸数 戸）		
規模 <small>改修前：上段（ ）書き 改修後：下段</small>	地上（ ）階	地下（ ）階	塔屋（ ）階
	建築面積（ ） m^2	延べ面積（ ） m^2	
設備要件	1 居室 2 台所 3 トイレ 4 出入口		
店舗等併用住宅の場合の規模	店舗等の用に供する部分の床面積 m^2	延べ面積に対する店舗等の用に供する部分の床面積の割合 %	
構造種別	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他（ ）		
備考			

添付書類

- ・ 店舗等の部分がある場合は、求積図・求積表（店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの）

耐震改修工事実施業者名公表確認書

佐 用 町 長 様

所在地
会社名
代表者名

印

本工事の実績公表に併せて、耐震改修工事実施業者名を公表することについて、下記のとおり確認します。

記

住宅の名称	
所在地	〒
※社名の公表に同意します	公表連絡先TEL：
	公表所在地：〒
<input type="checkbox"/> 社名の公表に同意しません	理由：

(にチェックがない場合は、※となります。)

◆◆◆耐震改修工事実施業者名の公表について◆◆◆

兵庫県では、平成28年度から住宅の耐震化を意図される県民の工事業者選定の一助とするため、工事実績の公表を行うこととしております。つきましては、本工事の実績公表に併せて貴社の社名を公表することに同意いただくようお願いします。

(公表項目)

・工事別

項目	業者名	工事場所	補助種別	構造	階数	戸数	延べ床面積	従前評点	従後評点	補助対象経費
(例)	〇〇工業	〇〇町	屋根軽量化工事補助	木造	2	1	約80㎡	0.64	1.05	50万円

・事業別

項目	業者名	所在地	連絡先	実施件数 (屋根軽量化)	実施件数 (シェルター型)
(例)	〇〇工業	〇〇町〇〇	0120-12-3456		

※なお、発注者（補助金申請者）の個人情報については、公表されません。

耐震改修工事実施業者名公表確認書

佐用町長様

所在地
会社名
代表者名

印

当社が 年度において実施する、ひょうご住まいの耐震化促進事業における全耐震改修工事については、実績公表に併せて耐震改修工事実施業者名を公表することについて、下記のとおり確認します。

なお、個別に別記様式第17号が提出され相反する内容であった場合、本書が優先されることに同意します。

記

本年度のひょうご住まいの耐震化促進事業により実施する全耐震改修工事について、工事实績の公表に併せて社名を公表することに同意します。

公表連絡先TEL：
公表所在地：〒

※本書を提出した場合、個別の実績報告において別記様式第17号の提出は不要です。

◆◆◆耐震改修工事実施業者名の公表について◆◆◆

兵庫県では、平成29年度から住宅の耐震化を意図される県民の工事業者選定の一助とするため、工事实績の公表を行うこととしております。つきましては、本工事の実績公表に併せて貴社の社名を公表することに同意いただくようお願いいたします。

(公表項目)

・工事別

項目	業者名	工事場所	補助種別	構造	階数	戸数	延べ床面積	従前評点	従後評点	補助対象経費
(例)	〇〇工業	佐用町	屋根軽量化工事補助	木造	2	1	約80㎡	0.64	1.05	50万円

・事業別

項目	業者名	所在地	連絡先	実施件数 (屋根軽量化)	実施件数 (シェルター型)
(例)	〇〇工業	佐用町〇〇	0120-12-3456		

※なお、発注者（補助金申請者）の個人情報については、公表されません。

耐震改修工事実施確認書

本耐震改修工事は、 年 月 日付 第 号の交付決定通知書のとおり実施しており、当該申請書に記載している改修後の耐震性能を有することを確認しましたので、補助金交付決定通知書第6項に規定する耐震改修工事状況写真を添えて報告します。この確認書に記載の事項は事実に相違ありません。

確認者氏名

() 建築士 () 登録第 号

建築士事務所名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

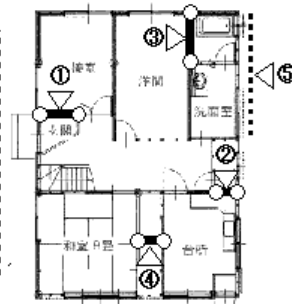
□ 耐震改修工事状況写真（写真は次頁以降に添付）

1 住宅の名称	
所在地	〒
2 工事写真撮影箇所図*	

※ 工事写真撮影箇所図について

- (1) 右図の例にならって撮影箇所を図示してください（別紙可）。
- (2) 補強箇所を明示し、凡例を設ける等して適宜補強方法を付記してください。
- (3) 次頁以降の工事写真には、工事写真撮影箇所図の補強箇所番号を明示してください。

- ※補強内容
- ① 構造用合板による壁補強
 - ② 構造用合板による壁補強
 - ③ 筋交い（たすき掛け）による壁補強
 - ④ 筋交い（片筋交い）、構造用合板による壁補強
 - ⑤ 基礎補修（工ボキシ樹脂）
- ※△は施工方向を表す
※○は接合部補強を行う箇所を表す



※ 工事写真について

- (1) 工事写真は次頁様式を参考に、改修前・工事中・改修後の写真を添付してください。

例) 構造用合板による補強、接合部補強を行う場合の写真例

改修前、接合部補強（柱頭左・柱頭右・柱脚左・柱脚右）、構造用合板（受材等設置、合板設置）、仕上

写真 No.	工事箇所 No.	写真 No.	工事箇所 No.
工事内容 ()		工事内容 ()	

写真 No.	工事箇所 No.	写真 No.	工事箇所 No.
工事内容 ()		工事内容 ()	

写真 No.	工事箇所 No.	写真 No.	工事箇所 No.
工事内容 ()		工事内容 ()	

※ この用紙をコピーの上、お使いください。

耐震改修工事実績公表内容報告書

佐用町長様

住宅改修業者登録 兵住改 第 号
 所在地
 会社名
 代表者名
 連絡先(TEL)

下記のとおり、本工事の実績について、報告します。

記

①	工事場所(市町名のみ)	佐用町
②	補助種別	<input type="checkbox"/> 住宅耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事費補助
③	建て方	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅
④	構造	
⑤	建築年月	
⑥	階数	地上 階 地下 階
⑦	戸数	戸
⑧	延べ面積(m ²)	m ²
⑨	改修前評点	
⑩	改修後評点	
⑪	補助対象経費(円)	円
⑫	工事内容	<input type="checkbox"/> 基礎、柱、はり、耐力壁等の補強工事 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事 <input type="checkbox"/> 耐震改修以外の工事(補助対象経費に含んでいる場合のみ)
⑬	延べ面積当り評点上昇分 当り補助対象経費※	円

※ 補助対象経費(⑪)÷延べ面積(⑧)÷(改修後評点(⑩)-改修前評点(⑨))

様式第21号

耐震改修住宅概要書（個表）

（簡易耐震改修工事費補助）

住宅の名称			
住宅の所在地（地番）			1 申請者の住所と同一 2 申請者の住所と別
住宅の所有者	氏名		
	住所	Tel	
建築確認年月日	年	月	日 第 号 ・ 不明
検査済証	年	月	日 第 号 ・ 不明
建築年月	年 月頃竣工		
形態種別	1 戸建住宅	2 その他共同住宅 棟数 棟、戸数 戸	3 マンション 戸（うち補助対象戸数 戸）
規模（改修前）	地上	階	地下 階 塔屋 階
	建築面積		m ² 延べ面積 m ²
設備要件	1 居室 2 台所 3 トイレ 4 出入口		
店舗等併用住宅の場合の規模	店舗等の用に供する部分の床面積	m ²	延べ面積に対する店舗等の用に供する部分の床面積の割合 %
構造種別	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他（ ）		
改修前における耐震診断結果※	改修前 点 ・ 未診断 （補助対象は、評点が0.7未満と診断されたものに限る）		
事業予定額 （補助対象経費）	耐震診断	円	
	耐震改修計画策定	円	
	耐震改修工事（見込み）	円	
	計	円	

添付書類

- ・ 店舗等の部分がある場合は、求積図・求積表（店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの）

耐震工事事業計画書

佐用町長様

施工者 住宅改修業者登録 兵住改 第 号
所在地
会社名
代表者名

様の所有されている住宅の耐震改修工事の計画は下記のとおりですので報告します。

記

1 住宅の名称	
所在地	〒
2 耐震改修の概要	(補強方式) 1 シェルター型工事 2 非常に重い屋根を軽い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事 (補強内容)
3 改修前の診断結果(総合評点)	改修前 点 (屋根軽量化工事費補助の補助対象は、評点が0.7以上と診断されたものに限る)
4 備考	

※ 改修前の住宅の診断結果について次のいずれかを添付してください。

- 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」の診断結果
- 新たに現況住宅の一般診断を行った場合は、当該耐震診断計算書(診断者の記名押印のあるものに限る。)

住宅概要書

補助対象		建替 ・ 防災ベッド
申請者等	申請者氏名	TEL
	申請者住所	
	所得	年度所得 円
(防災ベッドを設置する住宅) 除却する住宅	所有者氏名	(申請者との関係)
	居住者氏名*	(所有者との関係)
	所在地	
	築年月	
	構造・階数	構造 階数
	耐震診断結果	「危険」 ・ 「やや危険」(評点又は Is 値)
(防災ベッドの場合記入不要) 新たに建築する住宅	所有予定者	
	居住予定者	
	設計者	氏名 建築士資格 ()
	耐震基準 適合証明者	現行の建築基準法に適合していることを証明します。 氏名 建築士資格 ()
	工事費見積額	合計 円
		内訳 除却費 () 建築費 ()
工事完了予定年月日		
(建替の場合記入不要) 防災ベッド	製造者・名称等	
	設置費見積額	

※居住者は代表者

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。